

知恵の樹

No. 105 2005.11.24

町田の図書館活動を
すすめる会

事務局：町田市森野 3-1-12 増山方
〒194-0022 FAX 042-722-1243

変わる図書館・変わらなければならない図書館

町田市立図書館協議会委員第11期委員長 水越 規容子

先週のNHKの朝の番組で「変わる図書館」と題して「ビジネス支援」「民間委託」「学校支援」などの動きが取り上げられていた。また OECD の学力調査でトップとなったフィンランドの教育を紹介する場面でも、なによりも先ず図書館の充実が紹介されていた。図書館がようやく少しずつ脚光を浴びるようになってきたかを感じられる今、市民の図書館へ寄せる期待はより大きなものに、そして図書館へ向ける眼はより厳しいものになるのではないかと思われる。

いま、図書館はどのように変わらなければならないのだろうか。変わろうとしているのだろうか。

私は今期で図書館協議会委員3期目となる。第9期では「町田の子どもの読書調査」を大規模に行い、その結果をもとに「読書環境の向上」に関する提言を行った。続く10期では引き続き児童サービスのあり方を検討しながら「町田市立図書館ウェブサイトの改善」についての提言、併せて学校図書館に関するアンケート調査と「学校図書館支援のあり方」についての提言・・・振り返ってみれば4年間に3つの提言に関わったことになる。

課題は3つ、一つ目は過去。今までに出された提言のそれぞれがいくらかでも実行に移されるよう、根気よく訴え続けること。壁は厚く道は遠い。だが、いままでに協議会に籍を置き提言に携

わった多くの方々の思いを無駄にしないためにも、これはぜひ努めていきたい。

二つ目は未来を見据えて。児童サービスのあり方と学校図書館支援のあり方について、「文字・活字文化振興法」の制定などにみられる国による矢継ぎ早の動きを市民の主体的な選択による意志決定へと実体化していくためにも、そしてこれからを担う子どもたちの未来を希望あるものにするためにも、真剣に考えていきたいと考えている。図書館は人類の英知と文化を次世代へと伝える最も基本的な社会的装置であり、次世代の主役たる子どもたちが図書館を見限ってしまったら取り返しが見つからない。

そして三つ目は現在。目まぐるしく変動する現代社会にあって、最も信頼できる市民の情報センターとしての図書館の役割を常に念頭に、より広範な人々の潜在的な要求を掴むよう努力し、それをどのように反映させることができるのか検討し、改善へ向けて方法を探ること。一市民として委員を務めさせてもらっている責任を強く感じる。

力不足を重々認めながら、他の委員の心強い協力を頼みに、小さな結果の一つひとつ積み重ねていきたいと思う。何卒よろしくお願いします。

(みずこし きよこ・会員)

2 期目を迎えて 勸解由小路承子

昨年来の通信制の大学でのレポート作成では、町田市立図書館の蔵書には何度も助けられました。ネットで申し込めるようになった予約サービスなどもとてもありがたかったもののひとつです。また、民主主義の拠点として、「図書館の自由」に対する取り組みも大いに評価できます。

しかし、その一方で、絵本等やいくつかの専門分野での排架の改善や館内の書架案内や仕切り板などを使ったよりきめ細かなサインの掲示、図書館利用案内の充実(一般利用者への図書館オリエンテーションの実施等)、蔵書検索機の台数の充実、市内の大学図書館との連携、利用者が操作できるパソコンの整備など課題はまだ多いと思います。町田市立図書館が、ユネスコ公共図書館宣言(1994年)で言われている「利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センター」と本当にいえるためにも、こうした、いくつかの課題について、現実には即した提案を積極的にしていきたいと考えています。

仲間の声を協議会に 久保 礼子

今期のメンバーは、例年にも増して多彩な顔ぶれとか。私は、公園に里山の風景を残したいと20年来活動を続けている「野津田雑木林の会」の事務局を、ここ10年ほど担当している。同会は「町田の図書館活動をすすめる会」の団体会員でもある。

月1回の「…すすめる会」定例会に顔を出しているが、普段の活動の時と違うメンバーと持つ時間は新鮮だ。図書館職員の方、長く図書館活動に関わっておられる方々も加わって、図書館という切り口で“いま”を語り合う。“こんな時代”だから、それぞれのスタンスで問題提起も多い。私のお役目は、この時間を協議会へ持ち込むことかな、と考えている。

今期の協議会はまだスタートしたばかりだけれど、「図書館とは？」を原点から確認して行こう」と、声がまとまっている。より多彩な方々と、具体的に、広い裾野で考えていけたら一と、楽しみにしている。

私にとっては、2期目になる。思うに、図書館をめぐる諸事情を知らなかったからこそ、何でもずばずば言えた新人のころが懐かしい……、つい感傷に浸ってしまいそう。

だが、ウェブサイトにもせよ、図書館ネットワークの構築にもせよ、問題は山積している。どれをとっても魔法の杖の一撃で解決できるようなものではない。大切なのは、さしあたって特効薬のない問題から逃げないこと。たとえば、前期、私たちがおこなった図書館のウェブサイトにかんする提言の多くは、システム更改期(何年先かわからない)でなければ、解決不可能だという。けれど、現状のままでもできることを僅かでも実現していかない限り、将来、新しいシステムが導入されたとき、よりよいものになるという保障はどこにもない。ヘビのように執念ぶかく、ハイエナのようにしぶとく。継続は力だ!

子どもと本を結ぶ図書館 市川 美奈

8月から図書館協議会に委員として出席することになり、戸惑いながらも、よりよい市立図書館のあり方を目指す姿勢にとっても刺激を受けています。

子どもが小さかった頃、よく中央図書館の児童コーナーに行きました。ゆったりと絵本を開いて過ごせる、子どもと共に楽しめる時間でした。その頃、親と一緒に図書館に来ている幼児で絵本を手にとらないで帰りたいがるという子は見たことがありませんでした。子どもは本と出会える環境があれば本が好きになるということを強く感じました。

当たり前ようですが、市立図書館は市内(相模原市も)に在住または在勤在学であれば誰でも無料で利用できる市民に開かれた施設です。小学生にもなれば、近ければ自分で行って本を借りることもできます。でも、行ったことがほとんどない、または興味もない子ども多いのではないのでしょうか。もっと図書館を活用する子どもたちが増えるように、図書館が積極的な働きかけができればと願っています。

とはいえ私自身が勉強不足なので、今後いろいろなことを学び、発信できればと思っています。

“朝の読書”への取り組み

町田市立薬師中学校 副校長
佐川 雅夫

日本の青少年の読書離れ・活字離れが言われて久しい。かつて、作家の井上ひさし氏が「子どもや若者が本を読まない国に未来はない」とまで言い、それを嘆いていた。

今年5月に行った、全国学校図書館協議会の学校読書調査では、一ヶ月間に読んだ本(教科書・参考書・漫画・雑誌を除く)の平均冊数は小学生7.7冊、中学生2.9冊、高校生1.6冊だった。また、一冊も本を読まなかった割合は、小学生6%、中学生25%、高校生はなんと51%という数字になっている。読んだ本については、昨年の数字と比較すると中・高校生でわずかに減少している。これは、専門家の分析によると、昨年は「セカチュウ」(世界の中心で愛を叫ぶ)が大ヒットし、男女とも中高生のほとんどの学年で、読んだ本ランキングの1位を占めたことにより読書率が上がったようである。どうやら、読書離れを食い止め、読書率を上げるためには、テレビドラマ化・映画化されるようなヒット作がたくさん出版される必要があるようだ。

こういった読書量の減少が、子どもたちの思考力や創造力を乏しくさせ、集中力や忍耐力を欠乏させることの要因となっているといってもいいのではないか。じっくり自分で物事を考えずに、すぐ他人に結果や答えを求めたがる。落ち着いて物事に取り組むことができず、すぐキレる。まさに、現在の子どもの姿を映しているのである。

文部科学省でも、子どもたちが自主的に読書活動に取り組めるように、環境整備や普及啓発を行っている。平成13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、4月23日を「子ども読書の日」と定めた。この日をユネスコでは、シェクスピアとセルバンテスの命日であることで、「世界・本と著作権の日」と宣言している。また、欧米、特にスペインではこの日を「サン・ジョルディの日」として、本を贈る習慣がある。

子どもたちが本に出会い、本に触れあうことで、言語を学び、感性を磨き、思考力や集中力を高め、表現力や創造力を豊かにしてい

く。そこで各学校では、読書活動を推進するために、様々な取り組みをしている。図書室の整備や学級文庫の充実、司書や外部指導員による「ブックトーク」や「読み聞かせ」等々である。そんな中で、学校において読書活動を推進する上で大変有効な活動が“朝の読書”である。

“朝の読書”は、授業前の10分間、児童・生徒と教師の全員が自分が読みたい本を自由に読むという読書活動である。これは、1988年(昭和63年)に千葉県的女子高校で二人の教師の提唱と実践で誕生した。今年8月の調査では、全小・中・高校の“朝の読書”実践校が2万校を超えた。小・中・高校の実施率はそれぞれ57%、52%、26%であり、総合実施率は51%となる。実に、全国の小・中・高校の半数以上が“朝の読書”に取り組んでいることになり、その児童・生徒数は742万人を超える数となる一大読書活動である。

“朝の読書”によって、「本を読まなかった子が読書好きになった」「読解力がついた」「語彙が豊かになった」という、国語の力に関する効果だけでなく、「遅刻やいじめが少なくなった」「人を思いやる気持ちが出てきた」という生活面での効果も現れてきた、という報告がある。私の前任校でも通年ではないが、学期に1回ずつ期間を決めて全校で実施していた。生徒・教師ともに、その感想の多くが「朝の忙しい時間を落ち着いて過ごすことができ、そのまま1校時の授業に自然に入っていくことができた」というものであった。

現任校では、一つの学年だけが“朝の読書”に取り組んでいる。登校時間や時程、教師の朝の打合せ時間との兼ね合い、貸し出す蔵書数の不足、基礎的な学力定着のために行っている朝学習との関係等々、課題がたくさんあり、全学年全学級が年間を通して行うことができないのが現状である。

“朝の読書”の効果は認めつつも、克服すべき課題も多く、多岐にわたっているため、すぐに取り組むことができない学校は、私の現任校だけではない。今後、少しずつ課題を克服し、条件を整備しながら、各学校が短期間でも全校で取り組み、その効果を体感できるようになって欲しいと願うものである。

「子どもの本連続講座」報告<2回分>

1. 読んでみようよ！ ノンフィクション

講師：神戸光男氏(日本子どもの本研究会副会長)

11月5日(土) 午後1:30~4:00

中央図書館6Fホールにて

《戦争ノンフィクションを考える》

ーノンフィクションと私ー

ノンフィクションについて話すのは初めてだが、子どもの本に拘っているのは戦争少年で子ども時代本が読めなかったから。ノンフィクションとの出会いは、中学生時代身近な大学生が干していた土器片に興味を持ち、浜田青陵の『考古学入門』に没頭したこと。偕成社で9年、学研で7年半、童心社で23年子どもの本の編集をし、退職後日本子どもの本研究会で12年子どもの本に携わってきた。

『はらっぱ 戦争・大空襲・戦後・・・いま』

(神戸光男 文・構成 / 西村繁男 絵 / 童心社)は、自分史のひとコマ。日暮里の裏町を舞台に、子どもたちは知らないうちに戦争の渦中に巻き込まれていくのだということを書きかけた。ただ被害者の本になってしまったので、加害者としての日本の絵本を現在計画中。子どもの本と「戦争」ー特に児童文学者が戦争に関する憲法改悪について敏感なのは、犠牲になるのは子どもたちだからである。ただ、戦争を描いた本を読んだからといって、それが現状とどのように結びつくのかという疑問は持っている。

「戦争ノンフィクション」の最近のすう勢ー研究会の選定委員会は、月に2回、15人で出版社から送られてくる新刊本(130~200冊 / 1ヶ月)を選定し、『子どもの本棚』に掲載する。ノンフィクションは児童書の30%、戦争関係はその内の28%。あまり売れないし読まれないから少ない。

最近の戦争ノンフィクションの特徴は写真集が多いこと。児童書全体がビジュアル化している傾向だが、写真の技術もアップし、ヒュー

マンな捉え方もしている。昨年度の戦争ノンフィクションでは、『わたしたちのアジア・太平洋戦争』(全3巻 / 古田足日 ほか編 / 童心社)が、一気に3巻読んでしまったほどよい。古田足日さんとは旅仲間で、企画から7年かけただけあり、丁寧な本作りがされている。装丁が斬新でモダン。初めにミニギャラリーとしてカラーで戦争関係の美術作品を載せてあるのも入り込みやすい。この本の2大特長は、1) 体験の意味を問い直し、その後を現在の高校生も書いていること、2) 被害者である韓国の人の体験記も載せていること。地味なノンフィクションだが1万部を超えたのはすごいと思う。

『語り伝えるヒロシマ・ナガサキ』(全5巻 / 安斎育郎 文・監修 / 新日本出版社)。この本は今までに見たことのない写真なども載せているし、今までは違う切り込み方がある。

『暴力の世界地図』(くらべてわかる世界地図1 / 藤田千枝 編 / 大月書店) 写真と図でわかりやすい。びっくりしたのは武器を売っている会社のグラフで、ロッキード、ボーイングの他、日本の三菱重工・川崎重工・三菱電機も入っている。戦争を放棄している国がこんなに多くの兵器を作って売っているのだ。



その他には、『被爆者』(会田法行 写真・文 / ポプラ社)が新しい感覚。大きく顔写真を使った思い切った表紙、斬新な装丁、字組やレイアウトも新鮮だ。6人の被爆者の生きてきた道を、被爆者である作者が撮っている。今の生活を書いているところに切り口の新鮮さを感じる。その反面『九番目の戦車』(ときたひろし / PHP 研究所)は、旧日本軍の戦車の活躍ぶりを前面に出した絵本で、戦争についての反省がなく、問題を感じる。

《質問》(1) 本の対象年齢がわからないのだが?ー編集側は一応めやすを決めているが、読むほうは自由に、サポートする人たちが子どもの個性に合わせて選んで欲しい。(2) 本が漫画化傾向にあり、本に目を向けられない子

もが増えているが？ — 漫画に保守的な立場なので難しい。選定をしていて漫画が増えている傾向は感じている。良いものも確かにある。私事だが、私が読書指導をした長女は「赤毛のアン」シリーズを読破以後あまり読書しなくなった。反面放っておいた次女は、漫画も読み、大人になった今も図書館通いをしている。だから、漫画が読書の壁になるとは言えないのかも知れない。(報告：市川博子)

2. 知っている？ 著作権あれこれ

講師 植村和久氏(チャイルド本社編集本部長)

11月12日(土) 午後1:30~4:00

-----中央図書館会議室にて-----

植村氏が最近講演会で受けた質問に「私たちはボランティアとして子どもたちのためにがんばっている。子どもたちにも喜ばれているのになぜ著者や版元はうるさいことを言うのか。もっと自由に使わせてもらえないか？」というものがあつたそうだ。なぜ著作権を保護しなければならないか、を考えてみよう。著作物が出版されると著者には印税という形で支払われる。印税は世界共通で本の定価の8~10%であり、1冊1000円の絵本を初版5000部刷つたとするとその印税は40万円ほど、絵本など絵と文を別の人が手がけた時は更に半分になる。版を重ねることができれば印税もそのたびに入るが、そうでなければ本作りだけで食べていくのは困難な状況だ。専門的にプロとしてよい仕事をしてもらい、児童文化を発展させるためにも、むしろ子どもの本に関わる人たちこそが著者の人格的・経済的利益の保護についてより深く理解する必要がある。

著作権は、特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つからなる工業的所有権とともに知的財産権(所有権)である。工業的所有権は先願主義を採り特許庁への登録を要し審査が行われるのに対し、著作権は無方式主義を採り登録・審査を必要とせず、その作品が成立したときに発生する。そして、ベルヌ条約により国際的に内国民待遇、著作権の保護期間死後50年以上、無方式主義の3原則が取り決められている。こ

の条約により外国人の著作物であっても、日本では日本人と同じように保護されている。また、著作権法は著作者の権利と隣接する権利を定め、保護し、文化の発展に寄与することを目的としている。

著作権には、財産権(経済的利用権)と著作人格権という性格の違う2つの権利がある。財産権としての著作権は複製権・上演権・演奏権・上映権・公衆送信権・口述権・展示権・頒布権・譲渡権を著作権者が専有する強い権利である。つまり、著作物に対して上述の権利は著作権が専有するので、原則として著作作者の許諾がなければ複製、上演、演奏などすることはできないのである。しかも著作者が死亡すると遺産として相続され、日本では著作者の死後50年間(映画は公表後70年間)保護される。50年が過ぎると著作物は公有となり自由に利用することができる。

著作人格権には、公表権(公表するかどうかを決定する権利)、氏名表示権(氏名を表示する、しない、またはペンネームを使う権利)、同一性保持権(改変を許さない権利)の3つの権利があり、これは人格権なので著作者本人のみが専有し相続されない。ただし、永久の権利なので死後も権利を主張する根拠になるものがある場合は権利が保護される。

著作権と一口に言ってもお話し会や学校図書館で私たちが気に留めなければならないのは、財産権としての複製権、上演権、口述権、展示権などと著作人格権の中の同一性保持権などであろう。著作権は大変強い権利であるため、これらの権利を全面的に保護すると著作物の利用制限が厳しく読み聞かせも引用も許諾がなければできなくなってしまう。そこで著作権法では著作権への制限も設けられている。

著作権法により著作権者に無許諾で利用できるものには：1) 保護期間の過ぎたもの。先に述べたとおり、保護期間が設定されているがその期間を経過したものに対しては自由に利用できる。2) 法令など。これらは著作物であっても広く読まれることに意義があるので、開

放され著作権法上の保護を受けない。3)「著作権の制限規定」により例外的に無許諾で利用できるもの。著作権を制限することによって、お話し会や図書館、学校などの現場で著作物が利用しやすくなっている。

家庭内で少数コピーして使う場合、図書館で1人につき1部一部分をコピーする場合、学校で授業のために使う場合、点訳や視覚障害者用の録音、非営利の上演、引用などはさらに細かい制約はあるにしろ著作権が制限され無許諾で利用することができる。

視覚障害者用に録音されたものは出来上がった時点では健常者への朗読テープとして利用可能であるが、許諾を得なければ使用目的以外には使うことはできないし、非営利の上演でも実演者に報酬を出す場合は無許諾ではできないなど、実際に現場に立った場合はさらに勉強が必要だろう。また、これらはすべて著作権の財産権としての権利上の制限であり、これらに該当していても、著作者人格権は保護されることを忘れてはならない。

営利の場合は全て著作権者・出版社の許諾が必要で、支払いも生じる。勝手に挿絵をコピーしてカードにして売ってしまうなどということは全く許されない。

先にも述べたとおり、非営利であっても著作者人格権にかかわるものや二次使用、二次的使用には許諾が必要である。

実際には1)絵本の拡大使用、2)ペーパーアート、紙芝居、さわる絵本、エプロンシアター、パネルシアター、パワーポイント、OHP、その他いかなる形態においても絵本の絵や文章を変形して使用する場合、3)ホームページ、ブックリスト、などへの本文画の使用、4)ホームページ、ブックリストなどへの表紙のみの使用、5)ホームページ、教育委員会・人権擁護団体のパンフレットへの文章の利用、これらについては非営利であっても許諾を必要とする。4の表紙のみの利用については表紙を商品と考え無許諾で利用してかまわないとする出版元が大多数であるが、なかには嫌がる場所もある

るので確認が必要である。3、5については著作権者に支払いが生じる場合もあり得る。非営利であっても許諾が必要なものは、あくまでも「無許諾で使ってはいけない」という意味で著作権者の許諾が必要なのであって、利用がまったく許されていないというわけではない。「いかしら」と不安を抱えてするより、堂々と許諾を取って大いに利用していただきたい。一般に著作者が許諾しない場合は多くはないので、利用者も著作者の立場にたって考えて行動すれば、利用ができなくなるケースは少ないだろう、というお話だった。

現在、児童書四者懇談会で「読み聞かせ団体等による著作物の利用について」というパンフレットを作成中。なかに著作物利用許可申請書の様式も盛りれているので、許諾の申請にはこれを利用して出版元にファックスを送れば、回答をもらえる。許諾が必要な場合はまず申請を出して許諾を得るように心がけたい。

植村氏にはお話の後たくさんの質問にお答えいただいた。参加者は日ごろの疑問が解消でき、とても有意義な時間を持つことができたと思う。(報告：清水陽子)

みんなで楽しもう 子どもの本

会場は、全て町田市中央図書館6Fです。
時間は、いずれも13:30~15:30
12/4日のみ 資料費300円 他無料

12/4(日) こんなに生き生き! 学校図書館
講師:大江 輝行(自由の森学園中学校図書館司書)

1/21(土) 本の補修
講師: 市立図書館/林さん

1/28(土) ブックトークの楽しみ
講師: 市立図書館/北村さん

2/11(土) みんなで話そう 交流会
文庫、読み聞かせボランティア、図書指導員、
教員などいろいろな立場の人が集まって
話しましょう

お～茶を の～みに きてください「ふれあいサロン うりこひめ」

岩田 伸子

む～かしむ～かし そのむかし
じいさんとばあさんが あったとさ
エ～ ホ～イホイ

と、のんびりしたリズムにのって、
お話が始まる「うりこひめとあまん
じゃく」。

これは、昔人形劇で上演されたもの
のを、ひらがなや漢字カルタ作者の伊東信
夫氏がペープサート劇に作ったもので私た
ち「うりこひめ」の十八番です。

「うりこひめ」は、もともと、幼児をも
つお母さんたちが、伊東信夫氏手作りのペ
ープサートや紙芝居、カードあそび、カル
タなどを通して、日本語の豊かさを学んで
いくサークルでした。3年前から、ふれあ
いサロンと形を変え、サークル時代に作っ
たペープサートなどを使いながら、乳幼児
をもつお母さんたちに場を開いています。

ペープサートは、人や動物を厚紙に描い
て切り抜き、割り箸など手で持つ棒につ
けたもの。簡単に作れて、動きも表現で
きるの、紙芝居や絵本に興味を示さない赤
ちゃんも、ペープサートはじっとみつめ
ます。歌と合わせれば、歌のリズムが、言
葉をのせれば、日本語のリズムが伝わり
ます。表と裏に違う絵をはって、くるり
とひっくり返せば、早変わりです。子ども
たちは、必ずさわりたがって、歌に合
わせて動かす子もいます。現代のあわ
ただしい電子音から離れて、お母さん
の肉声とペープサートのゆっくりした
動きで、わらべうたや童謡の世界が
広がっていきます。

ふれあいサロンになってから、年3回、
季節ごとに奥本恵美子さんに「わらべ
うたでスキンシップ」をお願いしていま
す。奥本さんは、ゆりがおか子ども図
書館で30年近くにわたって、わらべ
うたを伝えてこられた方。遠野のわら
べうたを教えてくださいながら、昔
の人がわらべうたを使ってどのよ
うに子どもを育てたかをお話してく

ペープサート
お爺さん、うりこひめ、おばあさん
の写真

ださいます。
赤ちゃんが
小さい時か
ら使う「てん
こてんこ」と
赤ちゃんの
目の前で手

首をかえしてみせるわらべうたは、ペ
ープサートでやっていた事と同じでした。
お母さんたちがわらべうたを歌いなが
ら、同じうたを唄い継いで来た多くの
人に思いを重ね、昔から変わらぬ「子
どもだいじ」の気持ちでつながれたら
なあと思います。

ふれあいサロンには、手作りの時間
もあります。手作りする人に生まれる
創造力が開かれる喜びやわくわく感、
それが子どもに伝わる意味を伊東氏
はよく話していました。そこで手作
りの敷居を低くしようと、手近な材
料で短時間にできるものを、季節の
行事にちなんで作っています。単純
で自由度の大きいものは、お母さん
たちの個性が光ってすてきです。

「うりこひめ」は、毎月第1火曜日
開催、「うりこ通信」も発行していま
す。次回の案内は、カメが大好きな
スタッフの布野(ふの)さんが、カメ
たちのイラストで飾ってくれます。
どうぞ遊びに来てください。ど
なたも大歓迎です。

12月「うりこひめ」のおしらせ



< 10月例会報告 > 28日(金)13:00~16:00

出席 伊藤 久保 前島
増山 丸岡 玉目

於・中央図書館
館中集会室

○会報「知恵の樹 105号」について

○憲法9条について

11月の例会で資料を揃えて学習する。

○11月3日「第20回 のつだ丘の上秋まつり」に当会も参加。会報のバックナンバーを配布する。

○今年度の講演会の要望をあげて欲しい。

○玉目さん(会員・熊本県大津町図書館長)が所用で上京され、出席して下さる。お土産のお菓子をいただきながら、いろいろとお話を伺う。

「図書館委託問題について…世の中の賃金構成が変わってきている今、公民館や公園なども、何かも国がやらなくとも良いということになってきている。図書館に於いても指定管理者の移行が進んでいる。民間に委託した場合のメリットとして、①民間のノウハウが活用できる ②住民サービスが向上する ③経費削減ができる、などがあげられているが、効率を重視するあまり、そこには誰のための図書館か、市民に永続的にサービスが続けられるかといった対住民への視点が欠けている。

学校教育の「しらべ学習」や、子育ての「ブックスタート」の面から考えても、図書館の存在は欠かせない。また、「子育てに本を」の呼びかけに家庭や社会の身近に本のある生活を整えていくことも大事だ。図書館をめぐるシステム作りには、10年20年のスパンを視野に入れて考えていく必要がある。

大津町の図書館では障害者の雇用の窓口をひらいており、昨年より週4日、一日5時間、養護学級の子を臨時職員として雇いだした。カバーかけ、

本棚の整理などその人の能力にあった仕事をしてもらっている。「障害者を雇用する町に誇りをもっている」と言う町民の声が届いた。など、貴重な話を伺うことができた。

この先どうしていけばいいのか、市民の力が試される時代。玉目さんの話を伺いながら「すすめる会」の今後について話し合い、散会。

例会の後、会員・辻由美さんの『街のサンドイッチマン』の出版を祝う会に出席する。

【おしらせ】

☆ フォーラム学校図書館から教育を変える

～「文字・活字文化振興法」の具現化に向けて～
12月2日(金)14時~17時 日本出版協会4F大会議室/
主催:全国学校図書館協議会, 他/
申込み先:03-3267-3791 学校図書館整備推進事務局

☆ 図書館フォーラム・かわさき2005

～第8回図書館を考える市民、職員、教職員の集い～
12月3日(土)13時~17時/エポック
中原大会議室(JR武蔵中原駅前 042-722-0185)
/参加費500円(含む資料代当日受付) / 13:10~14:20 基調講演「本を通じて心かよわせること」
講師:関谷裕子氏(こぐま社編集長) / ~交流会

☆第18回図書館学習会/永山公民館市民協働事業市民企画講座「図書館の管理運営形態の多様化—指定管理者制度を中心に—」
12月4日(日)14:00~16:30 多摩市関戸図書館集会室
講師:松岡要さん(日本図書館協会事務局長)
(多摩市に中央図書館をつくる会 ☎042-371-3757 青木)

☆昔話セミナー「昔話の語り手 土田賢媼—の伝承の世界」—口から耳へ 耳から口へ—

12月11日(日)市民フォーラム4F会議室

13:30~15:30 直接会場へどうぞ!

講師:杉浦邦子さん(昔話りの研究と実践・ふきのとう主宰) / 500円(会員300円)

[NPO まちだ語り手の会 ☎795-3016 市川]

あとがき 思いがけず玉目さんが顔を見せられ例会に加わってくださった。出席者が少なくもったいなかった。お話の中で「誰のための図書館か」ということばが何度も出てきた。常に変わらずそのことを考えて仕事をされている様子は、町田の職員であった頃の姿と重ね合った。(M⁴)